

令和4年度（2022年度）第5次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和4年（2022年）11月21日から令和5年（2023年）1月27日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事 項	内 容	課題数
個人情報の取扱い	所属長の許可を受けないまま私物 USB メモリに個人情報を含む業務データを記録の上、自宅のパソコンで作業していたところ、第三者により、パソコンが外部から遠隔操作され、個人情報が閲覧等可能な状態となったものがある。	1
舎監の宿日直勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄宿舍の宿日直勤務について、人事委員会に許可された回数を超えて勤務させているものが多数ある。</li> <li>・寄宿舍の日直勤務について、人事委員会に許可された内容と異なる勤務をさせているものが多数ある。</li> </ul>	2

② 収入

事 項	内 容	課題数
授業料の収納事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入学者に係る授業料について、事務処理の誤りにより2か月分を過徴収している。</li> <li>・就学支援金の受給意向があったものの、その意向がないものと誤って処理したため徴収不要な授業料を徴収し、後日返還している。</li> </ul>	2
工事に伴う水道料	トイレ改修工事で業者が使用した水道料の収入調定において、使用量を誤って算定したため、過徴収している。	1

## ③ 支出

事 項	内 容	課題数
業務委託契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物点検等業務委託の予定価格について、設計金額と同額とすべきところ、減額を行っている。</li> <li>・通学運行業務委託料の支払において、運休日を含めた誤った額の請求書に基づき支払ったが、後日相手方からの請求額誤りの申し出により、過払額を戻入している。</li> </ul>	2
特殊勤務手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外運動競技等引率指導業務手当について、支給対象者に支払っていないものがある。</li> <li>・対外運動競技等引率指導業務手当について、支給漏れがあり、翌年度に支払っている。</li> <li>・対外運動競技等引率指導業務手当を支払うべきところ、部活動等指導業務手当を支払っている。</li> </ul>	3
扶養手当の支給	令和2年度(2020年度)の扶養手当について、翌年度に支払っている。	1
旅費の支出	令和3年度(2021年度)の旅費について、翌年度に支払っている。	1
工事請負契約	衛生器具改修工事に係る主任技術者について、要件を満たしているか、経歴書での確認を行っていない。	1
就学奨励費の支払	修学旅行に係る就学奨励費について、誤って欠席者分を支払ったため、過払額を戻入している。	1
過年度支出の支出科目誤り	工事に伴う光熱水費の過徴収による返還金の過年度支出において、誤った支出科目で支出している。	1

## ④ 物品

事 項	内 容	課題数
備品の亡失	学習用端末を亡失している。	3

## ⑤ 財産

事 項	内 容	課題数
公有財産の管理	県有地ではないにも関わらず県有地と誤認して、使用許可を行っている。	1